

第5章 基地周辺対策と経済

第1節 国の基地周辺対策

基地を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、また、基地に起因する問題も広範多岐にわたるとともに深刻化している。

基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために講じられている国の施策の概要は次のとおりである。

1 基地周辺整備事業

昭和28年8月に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下、本節において「特損法」という。）」は、米軍等の行為により損失、損害が発生したときの補償制度を確立したものであり、補償の対象も農林業、学校教育事業、医療保険事業等の特定の業種を営む者に限定され、周辺地域の住民の被害を未然に防止軽減するものではなかった。

その後、行政措置により騒音防止、防災工事、道路整備、飛行場周辺の安全対策事業として住宅移転等の補償等が行われてきたが、基地問題の抜本的解決には至らなかった。

そのため、昭和41年7月に「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が制定され、これまで行政措置で実施してきた各種障害に対する防止及び軽減措置について法制化するとともに、市町村が行う施設周辺の民生安定事業に対しても助成措置が講じられることになった。

しかし、昭和40年代後半になると、高度経済成長に伴う基地周辺の都市化現象の進展、地域開発計画との競合が生じ、また、生活環境保全に関する住民意識の高揚等があるため、従前の措置では十分な対応は困難となってきたため、従前の内容のほか、新たな飛行場周辺の航空機騒音対策として、住宅防音工事、緑地帯の整備等及び公共用施設の整備に充てる費用としての特定防衛施設周辺整備調整交付金制度を新設した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が、昭和49年6月27日、基地周辺の地方公共団体や住民等の強い要望もあって成立した。

本県においては、復帰前はこれら被害に対して、一部外国補償請求法等に基づく補償制度はあったものの殆ど救済の途はなく、特に被害防止等のための基地周辺対策については全くといっていいほど措置されなかった。

復帰後においては、各種の補償制度や周辺対策制度が適用され、障害の防止又は軽減及び基地周辺の民生安定等のため種々の施策が講じられるようになった。

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」は、第1条において、「自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与すること」を目的としている。

同法における主な施策は次のとおりである。

(1) 障害防止工事の助成

ア 障害防止工事の助成（法第3条第1項）

米軍等の特定の行為による被害（①機甲車両等の頻繁な使用による道路の損傷、②戦車等及び射撃訓練による演習場の荒廃、付近の河川での洪水や土砂流出等の被害、③通信施設等からの強力な電波や航空機の低空飛行による周辺民家のテレビ映像が不鮮明になること等）に対し、地方公共団体等がこれらの障害を防止又は軽減するため、道路や河川の改修、砂防えん堤の設置、共同通信アンテナ設置等の工事を行うときは、国は予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

イ 学校等騒音防止工事の助成（法第3条第2項）

学校教育の場や病弱者等の身体的弱者保護の場は特に静穏を必要とされる施設なので、米軍等の航空機の離着陸、射撃、爆薬等の使用の頻繁な実施等による著しい音響を防止し、又は軽減するため、学校、病院、診療所、助産所、保健所、保育所、特別養護老人ホーム、母子健康センター、知的障害児施設、重症心身障害児施設等の施設について、地方公共団体等が必要な工事を行う場合は、その者に対し予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

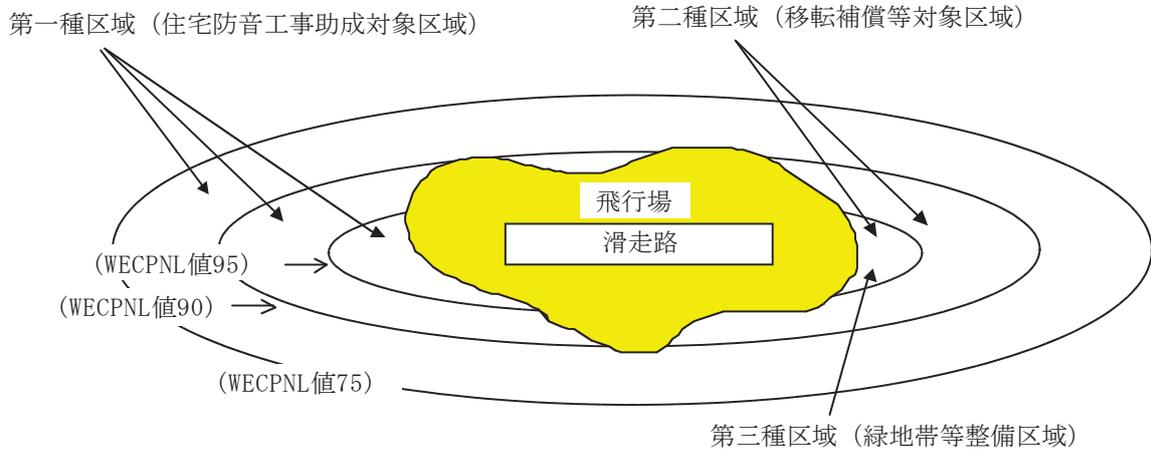
現行の補助制度については、現場から学校等の防音施設に係る維持管理費及び耐用年数を経過した空調機器等の更新、並びに、一定の年月を経過し老朽化が著しく防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担にしてほしいとの改善要望が出されていることから、県でもこれを渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

(2) 住宅防音工事の助成（法第4条）

米軍等の飛行場や対地射撃場の周辺地域において、航空機の騒音の度合を防衛省令で定める方法で測定し、その算定結果を基準に外側から第一種(WECPNL値（以下「W値」という）75以上)、第二種(W値90以上)、第三種(W値95以上)、の区域を指定している（次図参照）。

防音工事の対象となる住宅は、防衛大臣が指定する周辺区域（第一種区域）に当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者等が防音工事を行うときは、その工事に対し助成する制度である。

【飛行場周辺における区域図】



第一種区域	昭和53年12月	85
	昭和54年 9月	80
	昭和56年12月	75 (現行)

【WECPNL】

Weighted **E**quivalent **C**ontinuous **P**erceived **N**oise **L**evel (加重等価継続感覚騒音レベル) の略で、ある場所における1日あたりの航空機騒音の大きさを表す単位で、1機ごとの騒音レベルだけでなく、飛来時間や機数をも考慮したものである。まず1日に飛来した航空機の騒音レベルをすべてdB（人間が聞くことができる最小の音の音圧に比べて、何桁大きいかという値に20をかけた数値。）平均し、更に時間帯別機数について、同じ大きさの騒音でも昼と夜とでは、夜の方がうるさく感じられるので、夕方に飛来した機数を3倍、夜に飛来した機数を10倍して計算する。

なお、空港周辺地では、原則として7日間連続のWECPNL値をdB平均したもので評価している。

<計算方法>

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log N - 27$$

dB(A) : 1日に飛来した航空機の騒音レベルを全てdB平均したもの

N : 飛来時間ごとに補正された機数

$$N = N(2) + 3N(3) + 10[N(1) + N(4)]$$

N(1) = 0時～7時に飛来した機数

N(2) = 7時～19時に飛来した機数

N(3) = 19時～22時に飛来した機数

N(4) = 22時～24時に飛来した機数

【航空機騒音に係る環境基準の改正について】

平成19年12月17日付けで、環境省から航空機騒音に係る環境基準の一部改正の告示がなされた。平成25年4月1日から施行され、環境基準の評価指標が、これまでのWECPNLからLden（エルデン：時間帯補正等価騒音レベル）に変更となる。Ldenは、夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベルで、国際的には、EU指令（EU法令の1つ。加盟国を拘束するが、適用に当たって国内での立法措置を必要とする。）において採用されているとともに、フランス、デンマーク等多くの国が採用しているとされる。また、等価騒音レベルを基本とした類似の指標については、アメリカ、オーストラリア等が採用しているとされる。

なお、防衛省は以下のとおり対応するとしている。

(1) 航空機騒音の測定について

現在、自衛隊等の飛行場周辺等で実施している航空機騒音自動測定装置による測定については、平成25年4月1日以降、WECPNLに代わりLdenによる評価で測定が実施できるよう対応していく予定である。

(2) 第一種区域等の見直しについて

第一種区域等の見直しについては、従来より、各飛行場の諸状況を踏まえた上で対応することとしているが、平成25年4月1日までに区域の見直しを行う施設についてはWECPNLにより、それ以降についてはLdenによりそれぞれ評価の上実施する予定である。

現行の補助制度については、当該市町村からも年々改善要望が出されており、県もこれを受け渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通して、以下の要望を国に対し行っているところである。

① 防音工事に係る補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。

また、随時、騒音調査を行い、砲射撃演習等の騒音に関する住宅防音工事対象区域の拡大と予算の十分な確保に努めること。

② 住宅防音工事については、対象区域の拡大（周回飛行コース下等）及び全室施工を図るとともに、環境基準達成を目的とした年次計画をたてて、早急に実施完了するよう努力すること。

また、区域指定後の新築・増改築住宅や防音工事実施済住宅の建て替えに伴う防音工事の再補助（建て替え防音工事）についても、制度の拡充と十分な予算の確保に努めること。

③ 第一種区域^{*1}に係る指定値を、現行のW値75から航空機騒音の環境基準W値70に改めること。

④ 住宅防音工事区域の指定・変更にあたっては、騒音被害の実態、住宅の分布状況、地形等を考慮し、特に区画については、地元地方公共団体及び地元住民の意向を十分に尊重のうえ対処すること。

また、第一種区域内は全て第Ⅰ工法^{*2}とするなど防音工事施工基準の改善及び工事費の限度額の引上げを図ること。

なお、米軍飛行場の運用の変更等により騒音状況に悪化が認められる場合は、早急に住宅防音工事区域の指定・変更を実施すること。

⑤ 住宅、義務教育施設等の防音施設に係る維持管理費（光熱費）、耐用年数を経過した空調機器の更新及び一定の年月を経過し老朽化が著しく、防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担とすること。

特に、生活保護世帯については、さらに充実すること。

⑥ 航空機騒音に関して、国の責任において次の措置を講ずること。

- ・国における基地周辺の常時騒音測定機器の増設等による調査体制の整備及び測定データの公表
- ・国における電話機の増設、人員の確保等苦情処理体制の充実
- ・地元地方公共団体の苦情処理に対する助成

⑦ 航空機騒音の周辺住民に与える影響について、早急に国による実態調査を実施し、調査方法及び調査結果を速やかに公表すること。

また、その結果、受忍限度を超える騒音被害がある場合は、早急に改善を図るとともに、騒音被害が軽減されるまでの間、当該調査結果をもとに、地域の実情を踏まえた交付金制度を創設すること。

⑧ 地方公共団体が実施する航空機騒音対策のための騒音調査について、測定機器の整備費・保守管理費及び測定に要する経費に対する助成措置を講ずること。

⑨ テレビ受信料の助成区域を拡大するとともに、電話通話料の助成措置を講ずること。

*1：第一種区域（W値75以上）、第二種区域（W値90以上）、第三種区域（W値95以上）の3区域に分類されている。

*2：第一種区域において、W値80以上は第Ⅰ工法（第Ⅱ工法に防音天井及び防音壁に改造する工事を追加）、W値75以上W値80未満は第Ⅱ工法（外部開口部への防音アルミサッシの取り付け、内部開口部への木製防音建具の取り付け、換気扇及び冷暖房機の取り付け工事）と工法が異なる。

【住宅防音工事の実施状況】

国は昭和53年12月28日、嘉手納飛行場周辺について防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条、第5条、第6条に基づいて第一種、第二種、第三種区域を指定告示した。住宅防音工事の対象となる第一種区域は、うるささ指数がW値85以上の区域6,700世帯余であった。

その後、同法施行規則で定める第一種区域のW値が85以上から80以上に改正されたことに伴い、国は昭和56年7月18日、嘉手納飛行場周辺5,700世帯余の区域を追加指定し、普天間飛行場周辺3,600世帯余（宜野湾市の一部）の区域について新規指定を行った。

また、同法施行規則で定める第一種区域のW値が環境基準のⅡ類型^{*1}と同じ75以上まで再度引き下げられたことに伴い、国は昭和58年3月10日、嘉手納飛行場周辺の24,000世帯余及び普天間飛行場周辺の約4,000世帯の区域を指定した。これにより、嘉手納飛行場にかかる第一種区域は嘉手納町、北谷町、読谷村の全域を含む沖縄市、石川市（現うるま市）、宜野湾市、具志川市（現うるま市）、北中城村、恩納村の9市町村に広がったが、更に、普天間飛行場にかかる第一種区域として浦添市の一部が昭和59年度から追加された。

伊江島補助飛行場については、区域指定は行われていないが、昭和54年から昭和57年までの間、法に準じて90件の住宅防音工事（現存住宅の壁、天井、窓等の遮音、吸音工事及び空調工事）が実施されている。

なお、嘉手納飛行場周辺の第一種区域については、昭和58年3月の最終指定告示以降相当の年数が経過し、その間、航空機の騒音状況に変化が見られること、平成14年7月に当時の防衛施設庁長官の私的懇談会である「飛行場周辺における環境整備のあり方に関する懇談会」において、「真に騒音の被害を受けている住民に対して限られた財源を効果的に支出すべきとの観点から、改めて、計画的に全国の飛行場施設の騒音度を調査した上で、飛行場施設周辺区域の見直しを行い、第一種区域等を現状の騒音状況と整合させる必要がある。」との提言があったことから、国による見直し作業が進められている。

（3）移転補償等（法第5条）

第一種区域で、特に人が居住するに好ましくないとして防衛大臣が指定する区域（第二種区域、W値90以上）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹等について、その所有者が第二種区域以外のところに移転し又は除去する場合には、その者に対し予算の範囲内において補償する制度である。又、土地の買入れについては、土地所有者の申し出により、第三種区域内であればすべて買入れすることが出来るが、第二種区域内の土地は、指定された際の宅地又は宅地以外の土地で、建物等の移転又は除去によって従来どおりの使用目的が困難となったときに限り買入れ対象となる。

なお、同制度についても、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して、移転補償の充実、強化の要望を国に対し行っているところである。

（4）民生安定施設の助成（法第8条）

米軍基地等の設置又は運用により、その周辺住民の生活又は事業活動上被る障害を障害としてとらえ、地方公共団体が、民生安定の見地から障害の緩和に役立つように生活環境施設（道路、公園、消防施設、養護老人ホーム、し尿処理・ごみ処理施設、学習共用施設等）や事業経営（農林漁業用施設等）の安定に寄与する施設を整備する場合に、その費用の一部を補助する制度である。

この制度の補助割合は、障害の緩和に資するという民生安定の助成の趣旨から原則として一部補助となっているが、本県における適用については、振興開発行政における補助率を考慮し特例が設けられ、一部の補助対象施設については、全額補助が認められる。

（5）特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）

米軍基地等のうち、ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射爆撃が実施される演習場、港湾、大規模な弾薬庫及び都市化している市町村の面積に占める割合の大きい米軍基地等は、一般に面積が極めて广大で、その存在や運用が周辺地域の生活環境や地域開発に広範かつ著しく影響を及ぼしている。

*1：都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき区分された地域（第一種住居地域等）を、用途を基準として2つ（Ⅰ類型、Ⅱ類型）に分けたもの。

その場合、障害防止工事や民生安定施設の整備等で国が相当な施策を講じても、なお基地周辺の市町村は、基地のない（少ない）市町村に比して環境整備についてより以上の努力を余儀なくされることから、この交付金制度が確立された。

防衛大臣は、このような米軍基地等を「特定防衛施設」として、またこの防衛施設の周辺地域の市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定することができ、指定された市町村には、公共用の施設の整備を行うための費用に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付される。

交付金の対象となる公共施設としては、交通施設及び通信施設、スポーツ施設又はレクリエーション施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防施設、産業振興に寄与する施設の幅広いものとなっている。

なお、この交付金は、助成交付金や調整交付金と違って市町村の一般財源となるような財政補給金的な交付金でなく、特定の公共用の施設整備のため交付されるものである。

また、平成8年12月のSACO最終報告を受け、SACO合意事案を受け入れた市町村に対し、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」の特別交付分（以下、本章において「SACO交付金」という。）が計上されるようになった。

沖縄県における平成18年度のSACO交付金の実績は、読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練の移転先である伊江村に約3億1千7百万円、キャンプ瑞慶覧における住宅統合等が実施される北中城村に約9千万円、及び北谷町に約6千万円、那覇港湾施設の移設先である浦添市に約5億6千万円その他、沖縄市に約1億3千5百万円、名護市に約4億7千4百万円の合計約16億3千5百万円となっている。なお、平成16年度実績は、約16億4千1百万円、平成17年度実績は、約15億4千万円となっている。

【「特定防衛施設」と「特定防衛施設関連市町村」（沖縄県）】 （沖縄防衛局の資料による）

特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
嘉手納飛行場	沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町
キャンプ・シュワブ	名護市
キャンプ・ハンセン	名護市、恩納村、宜野座村、金武町
伊江島補助飛行場	伊江村
久米島射爆撃場	久米島町
出砂島射爆撃場	渡名喜村
那覇港に所在する防衛施設	那覇市
金武、中城湾に所在する防衛施設（天願棧橋、陸軍貯油施設、海上自衛隊沖縄基地隊及びホワイト・ビーチ地区に限る。）	うるま市
嘉手納弾薬庫地区	うるま市、沖縄市、恩納村、読谷村、嘉手納町
普天間飛行場	宜野湾市
牧港補給地区	浦添市
キャンプ瑞慶覧	北谷町、北中城村

防衛施設庁関係沖繩分当初予算の推移（平成15～19年度）

（単位：百万円）

事 項	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	全国	沖繩	比率 (%)												
1. 基地周辺対策経費	141,253	17,562	12.4	139,349	14,625	10.5	131,885	14,554	11.0	128,180	13,929	10.9	117,432	13,814	11.8
(1) 周辺環境整備	91,498	11,731	12.8	92,579	8,771	9.5	88,913	8,931	10.0	88,180	9,023	10.2	83,300	8,972	10.8
(1) 障害防止事業	22,693	1,149	5.1	19,239	719	3.7	17,944	408	2.3	17,220	742	4.3	16,862	509	3.0
(2) 騒音防止事業	14,269	2,800	19.6	14,552	2,644	18.2	14,037	2,239	16.0	14,052	2,641	18.8	13,470	2,132	15.8
(3) 民生安定助成事業	20,167	4,190	20.8	22,434	2,273	10.1	19,630	2,257	11.5	19,749	2,215	11.2	19,261	3,199	16.6
(4) 道路改修事業	11,415	1,137	10.0	11,509	602	5.2	11,516	1,500	13.0	10,828	898	8.3	9,780	627	6.4
(5) 周辺整備統合事業	—	—	—	54	0	0.0	345	0	0.0	480	0	0.0	945	0	0.0
(6) 周辺整備調整交付金	13,031	2,076	15.9	13,532	2,137	15.8	13,532	2,137	15.8	13,532	2,137	15.8	13,633	2,077	15.2
(7) 移転措置事業	8,817	244	2.8	9,690	223	2.3	10,315	268	2.6	11,186	280	2.5	8,323	342	4.1
(8) 緑地整備事業	996	93	9.3	1,463	133	9.1	1,494	82	5.5	1,046	76	7.3	960	56	5.8
(9) 施設周辺の補償	109	42	38.5	104	41	39.4	100	40	40.0	87	35	40.2	67	30	44.8
(2) 住宅防音	49,755	5,832	11.7	46,770	5,855	12.5	42,972	5,623	13.1	40,000	4,906	12.3	34,133	4,842	14.2
2. 補償経費等	128,570	94,484	73.5	126,540	92,178	72.8	126,944	92,297	72.7	125,681	91,701	73.0	126,262	92,674	73.4
(1) 施設の借料	118,383	88,633	74.9	117,767	88,512	75.2	118,555	88,915	75.0	118,448	89,185	75.3	118,887	89,678	75.4
(2) 漁業補償	4,706	1,795	38.1	4,606	1,770	38.4	4,205	1,572	37.4	3,729	1,331	35.7	3,627	1,193	32.9
(3) その他の補償等	5,481	4,056	74.0	4,167	1,895	45.5	4,184	1,810	43.3	3,504	1,185	33.8	3,748	1,803	48.1
3. 提供施設の整備	75,038	18,901	25.2	74,889	16,014	21.4	68,853	15,897	23.1	63,756	8,302	13.0	45,655	6,764	14.8
4. 提供施設の移設	579	504	87.0	696	603	86.6	1,888	1,772	93.9	2,576	2,440	94.7	1,822	1,568	86.1
5. 基地従業員対策	27,439	8,658	31.6	27,813	8,827	31.7	27,991	8,996	32.1	28,943	9,067	31.3	29,748	9,330	31.4
(1) 離職者対策	26	10	38.5	25	6	24.0	31	12	38.7	40	13	32.5	53	18	34.0
(2) 福祉対策	17,870	5,546	31.0	17,780	5,622	31.6	18,059	5,783	32.0	18,905	5,812	30.7	19,448	6,017	30.9
(3) 従業員対策	9,542	3,102	32.5	10,008	3,199	32.0	9,901	3,200	32.3	9,997	3,242	32.4	10,248	3,294	32.1
6. 特別協定による負担	141,649	37,544	26.5	139,556	37,359	26.8	139,114	37,460	26.9	138,761	37,545	27.1	140,855	37,811	26.8
(1) 給与費	115,384	37,544	32.5	113,371	37,359	33.0	113,812	37,460	32.9	113,498	37,545	33.1	115,012	37,811	32.9
(2) 光熱水料等	25,880	※	※	25,828	※	※	24,920	※	※	24,833	※	※	25,341	※	※
(3) 訓練移転費	385	※	※	357	※	※	382	※	※	430	※	※	501	※	※
7. その他	4,718	※	※	38,867	※	※	38,410	※	※	37,826	※	※	38,543	※	※
(1) 労務管理関係	8	※	※	8	※	※	9	※	※	8	※	※	0	※	※
(2) 独立行政法人	4,710	※	※	4,592	※	※	4,523	※	※	3,627	※	※	3,526	※	※
(3) 人件費等	—	—	—	34,267	※	※	33,879	※	※	34,190	※	※	35,017	※	※
合 計	519,246	177,653	34.2	547,711	169,605	31.0	535,085	170,975	32.0	525,722	162,984	31.0	500,318	161,961	32.4

注 1. 沖繩防衛局の資料による。

2. 「比率」は、全国に占める沖繩分の割合である。

3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

4. 「※」は、沖繩分（沖繩関係経費）に区分されていない経費である。

5. S A C O 関係経費は除く。

住宅防音工事市町村実績一覧表

単位:百万円

施設名	市町村名	年度	昭和50～	昭和61～	平14年度	平15年度	平16年度	平17年度	平18年度	実績類計
		項目	60年度	平13年度						
嘉手納飛行場	沖縄市	世帯数	6,590							
		(追加)	(240)							
		金額	10,571							
	うるま市 (具志川市)	世帯数	2,130							
		(追加)	(400)							
	うるま市 (石川市)	世帯数	2,330							
		(追加)	(250)							
	嘉手納町	世帯数	5,830							
		(追加)	(1,990)							
	北谷町	世帯数	3,920							
		(追加)	(540)							
	読谷村	世帯数	2,040							
		(追加)								
	恩納村	世帯数								
		(追加)								
	北中城村	世帯数								
(追加)										
宜野湾市	世帯数									
	(追加)									
小計	世帯数	22,850	46,182	2,090	1,789	1,862	1,566	1,277	77,616	
	(追加)	(3,410)	(24,148)	(750)	(576)	(642)	(288)	(334)	(30,148)	
	(特定)		(1,719)	(110)	(50)	(59)	(86)	(34)	(2,058)	
	金額	41,442	89,114	4,683	4,551	4,581	4,006	3,392	151,769	
普天間飛行場	宜野湾市	世帯数	5,730							
		(追加)								
		金額	9,594							
	浦添市	世帯数	90							
		(追加)								
	北中城村	世帯数								
		(追加)								
	小計	世帯数	5,820	12,084	554	271	257	167	123	19,276
		(追加)		(6,931)	(416)	(120)	(148)	(95)	(67)	(7,777)
		(特定)		(152)	(25)	(20)	(11)	(10)	(0)	(218)
金額		9,728	22,886	832	576	455	322	226	35,025	
伊江島補助飛行場	伊江村	世帯数	90						90	
		(追加)								
		金額	181							181
合計	世帯数	28,760	58,266	2,644	2,060	2,119	1,733	1,400	96,985	
	(追加)	(3,410)	(31,071)	(1,166)	(696)	(790)	(383)	(401)	(37,917)	
	(特定)		(1,871)	(135)	(70)	(70)	(96)	(34)	(2,276)	
	金額	51,351	111,998	5,515	5,128	5,036	4,328	3,619	186,977	

注：1. 沖縄防衛局の資料による。

2. 住宅の市町村毎に集計（概数）した。但し、平成4年度からは、市町村毎の実績は公表されていない。

3. 世帯数は新規工事及び追加工事の集計であり、（追加）は追加工事の略であり内数である。

ただし、嘉手納飛行場については、平成6年度から特定工事も含んでいる。

4. 各計数で符合しないことがある。

市町村別基地周辺整備事業の推移

(単位：千円)

年度 金額等 市町村名	昭和62年度～ 平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
名 護 市	66	9,473,997	1	815,440	2	522,784	3	284,574	1	6,228	1	119,074
うるま市 (石川市)	73	1,639,939	2	60,959	43	90,306	2	59,236	14	594,440	55	1,377,944
うるま市 (具志川市)	76	4,282,169	10	580,405	4	179,910	7	341,748				
うるま市 (与那城町)	18	633,671	2	30,347	2	79,148	2	76,566				
うるま市 (勝連町)	32	1,428,751	2	40,147	2	10,468	2	85,090				
国 頭 村	13	438,911	—	—	—	—	—	—	—	—	1	16,025
東 村	8	1,023,024	—	—	1	7,531	1	32,220	—	—	—	—
本 部 町	10	433,369	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
恩 納 村	69	2,970,925	3	121,143	3	167,373	3	153,148	4	206,331	14	126,124
宜野座村	70	4,771,240	1	14,156	1	13,927	1	13,804	1	14,121	7	14,050
金 武 町	101	5,389,249	3	34,226	2	27,433	5	142,305	2	42,126	11	22,115
伊 江 村	88	6,788,144	3	820,164	4	151,766	1	9,964	1	9,553	5	43,689
沖 縄 市	829	8,864,584	121	460,752	26	932,105	8	584,991	9	802,814	43	301,867
宜野湾市	104	11,404,629	4	108,287	5	210,189	4	190,562	5	137,069	26	232,842
浦 添 市	81	6,160,604	4	268,645	6	425,603	5	212,929	5	229,229	21	269,671
西 原 町	1	13,335	1	69,515	3	421,130	2	317,454	2	6,364	3	188,162
読 谷 村	78	4,798,281	7	628,071	4	546,801	2	418,798	4	728,810	16	847,690
嘉手納町	125	3,841,650	6	173,158	130	308,726	2	70,782	6	144,415	8	100,080
北 谷 町	163	3,363,013	4	189,565	4	189,103	4	261,914	7	404,364	13	228,063
北中城村	59	2,947,203	1	15,643	1	15,484	2	163,774	2	143,950	4	23,144
中 城 村	14	1,069,903	2	48,323	3	54,223	3	199,983	4	441,769	7	175,463
那 覇 市	36	2,540,724	2	220,331	9	475,594	9	633,011	5	169,123	22	430,662
糸 満 市	4	153,471	1	54,100	1	33,500	—	—	—	—	—	—
豊見城市	17	839,676	1	6,801	3	148,224	1	94,162	—	—	—	—
八重瀬町 (東風平町)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3,425	1	20,100
八重瀬町 (具志頭村)	—	—	1	33,500	—	—	—	—				
南 城 市 (玉城村)	—	—	—	—	—	—	—	—	3	239,319	3	136,941
南 城 市 (知念村)	9	625,466	1	132,876	1	163,074	1	48,136				
南 城 市 (佐敷町)	11	410,248	1	6,948	—	—	1	23,166				
南 城 市 (大里村)	—	—	—	—	—	—	—	—				

(単位：千円)

年度 金額等 市町村名	昭和62年度～ 平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
久米島町 (仲里村)	2	101,551	1	14,091	1	46,167	—	—	—	—	—	—
久米島町 (具志川村)	—	—										
渡名喜村	23	205,953	1	911	1	953	2	7,100	2	12,627	3	3,217
座間味村	1	25,436	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
渡嘉敷村	1	17,301	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮古島市 (平良市)	4	510,562	—	—	—	—	—	—	2	148,047	1	169,663
宮古島市 (伊良部町)	1	20,098	—	—	—	—	—	—				
宮古島市 (上野村)	1	31,894	—	—	1	78,263	2	38,228				
宮古島市 (下地町)	4	44,800	1	53,700	—	—	—	—				
石垣市	7	421,155	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
与那国町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北大東村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栗国村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	14,108
金武消防	5	55,745	—	—	—	—	1	29,556	1	10,502	—	—
中北清掃組合	2	394,717	1	1,949,525	1	1,618,796	—	—	—	—	—	—
久米島消防	2	47,232	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島尻消防 清掃組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	18,075
与勝事務組合	4	110,347	2	45,692	2	155,984	1	4,484	—	—	—	—
比謝川 事務組合	—	—	1	17,676	1	11,209	3	262,829	1	18,075	2	30,920
国頭地区 事務組合	—	—	—	—	1	15,924	—	—	1	18,075	—	—
その他法人	649	11,735,475	50	766,697	54	506,900	16	414,361	68	506,881	70	609,851
沖縄県	455	13,799,911	5	793,941	6	715,550	10	856,031	9	1,019,687	45	872,402
個人 (住宅防音等)	65,339	109,567,654	4,654	6,018,497	4,366	6,007,655	4,409	6,164,149	4,625	5,831,978	3,917	4,686,491
個人 (移転措置)			16	198,311	9	189,872	10	206,054	11	239,152	9	213,370
沖縄防衛局 直轄工事等	95	4,261,543	9	78,751	9	114,056	8	50,883	14	100,330	12	103,632
合計	68,750	227,657,550	4,925	14,871,294	4,712	14,635,731	4,533	12,451,992	4,810	12,228,804	4,322	11,395,435

- 注
1. 沖縄防衛局の資料による。
 2. 特定防衛施設周辺整備調整交付金を除く。
 3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。
 4. 個人（住宅防音等）は、障害防止工事、民生安定工事（一般助成、防音助成、空気調和機器稼働費）、道路改修工事、防音事業工事（一般防音、防音事業関連維持費）、住宅防音工事（防音工事、機能復旧工事）の合計である。
個人（移転措置）は、建物等補償費、不動産購入費、測量等工事費の合計である

市町村別特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付額の推移

特定防衛施設関連市町村	金額 年度 特定防衛施設名	金額						
		昭49～55	56～61	62～平4	5	6	7	8
名護市	キャンプ・ハンセン キャンプ・シュワブ	371,710	511,569	446,015	91,371	80,225	98,760	78,992
恩納村	キャンプ・ハンセン 嘉手納弾薬庫地区	414,968	539,226	449,862	75,065	70,880	73,479	74,567
宜野座村	キャンプ・ハンセン	390,956	569,262	544,294	83,000	101,648	64,821	125,290
金武町	キャンプ・ハンセン	484,088	798,698	850,303	129,985	160,253	112,787	209,185
伊江村	伊江島補助飛行場	772,984	908,410	1,196,947	134,338	327,709	153,518	93,491
沖縄市	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	981,045	1,587,248	1,530,145	326,202	254,563	239,611	272,146
うるま市 (石川市・ 具志川市・ 勝連町)	嘉手納弾薬庫地区 金武中城港に所在する防衛施設	536,594	853,007	747,959	142,116	125,877	129,263	126,259
読谷村	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	559,202	842,521	577,978	161,143	108,725	105,345	120,346
嘉手納町	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	917,995	1,637,335	1,659,085	287,186	285,417	299,903	320,786
北谷町	嘉手納飛行場 キャンプ瑞慶覧	888,014	1,678,280	1,552,492	244,874	243,058	256,106	263,020
北中城村	キャンプ瑞慶覧	150,760	213,906	207,276	35,293	35,179	36,073	36,149
宜野湾市	普天間飛行場	355,176	490,817	292,485	66,064	50,810	28,940	80,326
浦添市	牧港補給地区	223,702	307,150	358,028	62,478	62,293	63,448	63,572
那覇市	那覇港に所在する防衛施設	167,699	236,163	240,314	37,509	37,298	38,234	38,572
渡名喜村	出砂島射爆撃場	387,132	571,274	335,768	54,751	54,339	56,077	57,536
久米島町 (仲里村)	久米島射爆撃場	86,856	175,407	185,629	33,644	33,417	34,402	35,081
合	計	7,688,881	11,920,273	11,174,580	1,965,019	2,031,691	1,790,767	1,995,318

(参考)特定防衛施設:特定防衛施設とは、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及びその範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる施設で、防衛大臣があらかじめ関係行政機関の長と協議のうえ指定したもの。

1. ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
2. 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

(単位：千円)

9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
110,279	112,546	112,960	111,468	834,253	1,462,024	888,215	824,225	684,994	636,774
70,514	77,814	84,934	80,960	85,209	87,317	88,916	90,075	89,343	89,348
90,124	93,000	101,320	99,099	129,377	129,858	126,447	128,433	123,424	123,469
136,044	102,235	397,550	637,086	299,240	412,217	285,286	250,062	264,872	74,447
280,954	187,302	406,482	441,022	354,313	369,499	543,697	352,989	202,286	416,618
295,115	294,823	258,050	379,156	329,169	328,228	459,176	429,578	545,484	489,896
124,847	136,916	98,598	181,118	139,219	139,468	101,893	99,355	198,000	205,950
114,722	125,942	139,113	138,281	148,172	147,608	147,620	152,821	143,084	164,457
329,990	351,825	279,375	448,446	382,278	386,417	386,382	342,818	344,302	419,567
177,085	367,614	449,105	354,417	372,455	369,648	335,610	361,898	330,087	407,688
36,245	37,858	307,836	172,368	174,535	89,078	214,422	130,596	130,603	130,572
52,352	54,659	64,062	53,998	63,849	66,710	61,664	63,639	62,632	59,574
48,729	50,862	50,886	50,277	67,522	838,483	452,737	287,501	422,250	588,210
38,843	40,668	40,487	39,974	48,766	66,523	65,277	66,332	52,316	51,386
72,087	77,864	102,653	100,844	65,000	0	68,356	17,128	92,674	34,329
35,524	37,493	55,599	54,680	24,270	21,941	87,203	34,231	12,198	49,373
2,013,454	2,149,421	2,949,010	3,343,194	3,517,627	4,915,019	4,312,901	3,631,681	3,698,549	3,941,658

3. 港湾

4. 大規模な弾薬庫

5. 市街地又は市街化しつつある地域に所在する防衛施設(上記1～4に掲げるものを除く。)でその面積が所在する市町村の面積に占める割合(2以上の市町村にまたがって所在している場合には、当該市町村毎の割合のうち、最も高い割合)が著しく高いもの。

注 沖縄県企画部の資料による。

2 基地交付金等（助成交付金及び調整交付金）

米軍等に使用させている国有固定資産や米軍所有の固定資産には税金が課されない。また、米軍に対しては、住民税や電気及びガス税等の市町村民税も非課税となっている。

このことから、基地の所在する市町村に対しては税収減や、基地あるがゆえの財政需要増大に対する措置として、助成交付金及び調整交付金が交付されることとなっている。

（1）助成交付金

ア 趣旨

助成交付金は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付されている。

米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対応するために、使途に制限のない一般財源として毎年度交付されるものである。

イ 対象資産

- a 米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- b 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離発着、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）、演習場（しょう舎施設を除く。）、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物

米軍においてはすべての資産を対象としているのに対し、自衛隊が使用する資産については、国の公用財産そのものであり、市町村交付金の対象とはなり得ないものの、飛行場及び演習場は広大な面積を有しており、また、弾薬庫及び燃料庫は他の公用財産にない特殊な影響を及ぼしていることから、対象となる資産の範囲を限定したものである。

これについては、涉外関係主要都道県知事連絡協議会において、国に対し「飛行場周辺の買上げ国有地、自衛隊の施設のうち現在対象外となっている施設、事実上米軍に提供されている状況にある財産を対象資産とすること。」を要請している。

ウ 配分の方法

基地交付金予算総額の7/10に相当する額を対象資産の価格で等分し、3/10に相当する額を対象資産の種類（飛行場、演習場等）、用途（超音速機飛行場、射撃場等）、市町村の財政状況等（防衛施設面積の割合及び騒音の度合い等）を考慮して配分することとされている。

（2）調整交付金

ア 趣旨

米軍施設所在市町村は、地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）により、米軍の所有する固定資産に固定資産税や都市計画税を課することができず、また、住民税や電気・ガス税等の市町村税も非課税となっている。一方、基地外に居住する軍人・軍属やその家族は、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共サービスを市町村から受けている。

しかし、これらの非課税措置による税収減や財政需要の増加分に対する補てん措置が行われておらず、すべて市町村の財源負担となっていることから、これら市町村の財政上の問題について、神奈川県基地関係県市連絡協議会、涉外関係主要都道県知事連絡協議会、その他基地関係諸団体において新たに特別な交付金制度を設けるべきであるとして強力な運動を展開した結果、昭和45年度から「施設等所在市町村調整交付金(昭和45年自治省告示第224号)」が交付されている。

助成交付金が法律補助であるのに対し、調整交付金は補助金的性格の予算措置であり、助成交付金の対象となる国有資産と、対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、毎年度基地所在市町村に交付されるものである。

イ 対象資産

米軍資産（米軍が建設、設置した建物（事務所、宿舎、福利厚生施設等）及び工作物（通信施設、滑走路、照明施設等））

ウ 配分の方法

調整交付金予算総額の2/3に相当する額を米軍資産の価格を基礎として配分し、1/3に相当する額を市町村民税の非課税措置等により市町村が受ける税財政上の影響（米軍人・軍属数、防衛施設面積の割合等）を考慮して配分することとされている。

3 返還道路整備事業補助金

返還道路整備補助金は、沖縄県の区域内において駐留軍から返還された旧施設及び区域内の道路で、施設及び区域の返還に伴い現状に回復することが不相当であると認められるものについて、公道とするため市町村が行う当該道路敷地の買入に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該市町村に補助金を交付するものである。

対象となる経費の範囲は、道路整備事業に要する用地費や、道路整備事業に付帯して必要な地方事務費である。また、補助率は10/10である。

沖縄防衛局においては、「沖縄県内所在返還道路整備事業補助金交付要綱」により、昭和54年度から補助金を交付している。

最近では、瀬名波通信施設、トリイ通信施設、読谷補助飛行場の返還跡地の道路整備の際の用地買入に対して交付され、読谷村が当該事業を実施した。

4 NHK放送受信料の補助制度

本制度は、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱に基づき、自衛隊または米軍のジェット機の飛行に伴う騒音によるテレビ放送の聴取障害に係る助成の措置として、自衛隊または米軍が使用する飛行場等の周辺で一定の区域内に住むNHK放送受信契約者に対し、NHK放送受信料のうち地上系放送分の半額を補助するものであり、昭和57年度から実施されている。

昭和57年度から平成17年度までの間は、財団法人防衛施設周辺整備協会が放送受信障害対策事業として行う助成措置に対し、防衛省が同協会へ補助金を交付していたが、平成18年度からは、防衛省がNHKの協力の下、直接、放送受信契約者に補助金を交付している。

なお、沖縄県内では、嘉手納飛行場（嘉手納町、沖縄市、北谷町、読谷村、うるま市）、伊江島補助飛行場（伊江村）、及び出砂島射爆撃場（渡名喜村）が対象施設となっている。

市町村別助成交付金及び調整交付金の交付額の推移（平成15年度～平成19年度）

市町村名	年度 区分	平成15年度			平成16年度						
		助 交 付 金	成 金	調 交 付 金	整 金	計	助 交 付 金	成 金	調 交 付 金	整 金	計
国頭村		4,138		13,339		17,477	5,320		13,619		18,939
東村		12,355		56,204		68,559	12,355		56,204		68,559
本部町		—		8,199		8,199	—		8,275		8,275
名護市		69,760		197,424		267,184	71,458		210,192		281,650
恩納村		27,987		24,245		52,232	28,267		25,715		53,982
宜野座村		32,354		73,433		105,787	32,354		76,870		109,224
金武町		162,155		272,086		434,241	168,178		277,969		446,147
伊江村		30,722		37,794		68,516	30,722		39,806		70,528
（北部計）		339,471		682,724		1,022,195	348,654		708,650		1,057,304
沖繩市		542,381		741,965		1,284,346	548,229		768,325		1,316,554
うるま市 (石川市・具志川市・与那城町・勝連町)		210,855		275,954		486,809	217,303		286,386		503,689
読谷村		64,277		175,637		239,914	66,848		185,213		252,061
嘉手納町		287,007		626,829		913,836	291,747		646,902		938,649
北谷町		334,543		557,287		891,830	337,733		557,287		895,020
宜野湾市		118,537		386,932		505,469	121,649		397,909		519,558
浦添市		258,272		315,295		573,567	268,768		324,407		593,175
北中城村		53,044		169,152		222,196	57,186		173,074		230,260
中城村		—		—		—	—		—		—
（中部計）		1,868,916		3,249,051		5,117,967	1,909,463		3,339,503		5,248,966
那覇市		217,702		69,332		287,034	219,056		69,332		288,388
南城市 (玉城村・知念村・佐敷町・大里村)		20,525		—		20,525	20,730		—		20,730
糸満市		5,793		—		5,793	5,793		—		5,793
与那原町		—		—		—	—		—		—
久米島町 (仲里村・具志川村)		—		200		200	—		200		200
渡名喜村		—		200		200	—		200		200
八重瀬町 (東風平町・具志頭村)		2,745		—		2,745	2,772		—		2,772
（南部計）		246,765		69,732		316,497	248,351		69,732		318,083
宮古島市 (上野村)		—		—		—	—		—		—
（宮古計）		—		—		—	—		—		—
石垣市		200		—		200	200		—		200
（八重山計）		200		—		200	200		—		200
合計		2,455,352		4,001,507		6,456,859	2,506,668		4,117,885		6,624,553

沖縄県企画部の資料による。

(単位：千円)

平成17年度			平成18年度			平成19年度					
助 交	成 付 金	調 交 付 整 金	計	助 交	成 付 金	調 交 付 整 金	計	助 交	成 付 金	調 交 付 整 金	計
5,857		13,619	19,476	6,150		13,665	19,815	6,558		14,075	20,633
12,355		56,204	68,559	12,973		56,236	69,209	13,627		56,660	70,287
—		8,275	8,275	200		8,303	8,503	201		8,552	8,753
71,842		209,945	281,787	69,900		207,559	277,459	72,332		211,175	283,507
28,267		25,715	53,982	29,680		25,118	54,798	31,207		25,151	56,358
32,354		76,870	109,224	33,972		75,388	109,360	35,679		75,553	111,232
174,898		277,969	452,867	170,656		278,340	448,996	207,394		284,235	491,629
30,722		39,806	70,528	32,258		39,835	72,093	33,890		40,257	74,147
356,295		708,403	1,064,698	355,789		704,444	1,060,233	400,888		715,658	1,116,546
558,229		767,238	1,325,467	531,566		766,258	1,297,824	546,742		789,246	1,335,988
219,285		286,386	505,671	208,862		287,187	496,049	222,378		295,803	518,181
67,876		185,213	253,089	66,288		185,842	252,130	75,650		191,417	267,067
291,747		646,902	938,649	287,393		648,639	936,032	300,312		668,098	968,410
340,936		556,656	897,592	337,017		553,311	890,328	352,285		554,129	906,414
122,757		397,909	520,666	118,160		395,506	513,666	123,685		407,371	531,056
270,494		324,407	594,901	257,753		316,783	574,536	260,854		324,626	585,480
59,645		173,074	232,719	65,704		173,609	239,313	69,442		178,817	248,259
—		—	—	—		—	—	—		—	—
1,930,969		3,337,785	5,268,754	1,872,743		3,327,135	5,199,878	1,951,348		3,409,507	5,360,855
224,758		69,332	294,090	226,456		67,707	294,163	238,222		69,456	307,678
20,730		—	20,730	18,692		—	18,692	18,858		—	18,858
8,939		—	8,939	8,057		—	8,057	8,085		—	8,085
—		—	—	—		—	—	—		—	—
6,237		200	6,437	5,785		200	5,985	5,828		200	6,028
—		200	200	—		200	200	—		200	200
3,529		—	3,529	3,186		—	3,186	3,196		—	3,196
264,193		69,732	333,925	262,176		68,107	330,283	274,189		69,856	344,045
6,103		—	6,103	5,732		—	5,732	5,682		—	5,682
6,103		—	6,103	5,732		—	5,732	5,682		—	5,682
200		—	200	200		—	200	200		—	200
200		—	200	200		—	200	200		—	200
2,557,760		4,115,920	6,673,680	2,496,640		4,099,686	6,596,326	2,632,307		4,195,021	6,827,328

5 思いやり予算

在日米軍駐留経費のうち、駐留軍従業員の雇用に係る経費、光熱水料及び施設・区域内の整備に係る経費の一部で、日本政府が負担しているものを思いやり予算と呼んでいる。

日米地位協定第24条^{*1}は、第1項で「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は……この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。」とし、基本的には、駐留に係る経費は米側が負担することを規定している。

ところが、昭和53年度から、従来米側が負担していた日本人従業員の福利厚生費・労務管理費を日本側が負担するようになり、その後、格差給、語学手当、軍人用住宅など、提供施設の整備費についても負担するようになった。

現在では、その負担の範囲がさらに拡大され、日本人従業員の年末手当や退職手当、米軍使用に係る電気・ガス・水道料なども日本側が負担している。

なお、昭和62年から、日米間で効力期間を限った「特別協定」^{*2}が締結されるようになり、これを根拠にして日本側の駐留経費負担が実施されている。新たな特別協定（平成20年4月1日から平成23年3月31日）については、協定の期間を3年間とすることや、労務費及び訓練移転費について現行協定の枠組みを維持すること等について、日米両政府間で最終合意に至り、平成20年1月に協定の署名が行われた。

【在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）】

（単位：百万円）

区 分	平成18年度予算執行額		平成19年度予算額	
	全 国	沖 縄	全 国	沖 縄
提供施設の整備	55,791	6,548	45,655	6,764
労務費の負担	142,200	45,861	145,809	47,123
福利費等	18,788	5,950	20,549	6,017
給与費	123,412	39,910	125,260	41,105
（1）特別協定給与	113,498	36,737	115,012	37,811
（2）その他の給与	9,914	3,173	10,248	3,294
光熱水料等の負担	24,773	—	25,341	—
訓練移転費の負担	428	—	501	—
合 計	223,193	52,409	217,306	53,887

注：沖縄防衛局の資料による。事務費等は除く、事業費ベースで整理されている。計数は、四捨五入の関係で符号しないことがある。

「—」は、沖縄分（沖縄関係経費）に区分されていない経費である。

豆 知 識

在沖海兵隊基地司令部の組織G-1、G-5とは？

（出典：沖縄防衛局広報誌）

在米海兵隊基地司令部の組織は、G-1（人事部）、G-3（計画及び運用部）、G-4（兵站部）、G-5（外交政策部）及びG-6（通信情報システム部）の5つの部署が置かれています。

なお、「G」とは「General staff」のことで、将軍直轄のスタッフを意味しています。

*1：日米地位協定第24条〔経費の負担〕

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同で使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行うことが合意される。

*2：「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」

第2節 基地と経済

沖縄における「基地」の地域経済に与える影響については、復帰前のもとより、復帰後も強い関心を持たれるとともに、特に最近では、返還跡地の有効利用を推進する視点から、その実状の把握が要望されてきている。

しかし、基地と経済に関して、定義の問題や米軍基地という性質上統計資料の入手が困難なこともあって、数量的に把握しにくい面があるのが実状である。

そのような中で、従前からの手法や各種資料等による、①県民経済計算に占める軍関係受取、②市町村財政における基地関係収入、③基地に関わる各経済部門の状況は次のとおりである。

1 県民経済計算に占める軍関係受取

県民経済計算においては、「軍用地料」、「軍雇用者所得」及び「軍人・軍属の消費支出」を軍関係受取として位置づけている。

県民総支出に占める軍関係受取の割合の推移をみると、県経済の規模拡大を背景として、復帰時の昭和47年度の15.5パーセントから年をおって低下してきており、平成17年度は5.2パーセントとなっている。

一方、他産業の伸び率と比較すると、県民総支出に占める観光収入の割合は、昭和47年度の8.2パーセントから平成17年度は10.5パーセントへと増加し、沖縄県の経済は基地経済から観光産業へ重点を移しつつあることがわかる。

しかし、軍関係受取は財政収入、観光収入に続く規模であり、依然として大きな収入源であることには変わりはない。

軍関係受取の絶対額は、昭和47年度の約777億円から年々増加し、平成17年度には2,006億円に達している。以下、個別にその推移を見てみる。

(1) 軍用地料

日本本土にある米軍基地のほとんどが国有地（87.3パーセント）であるのに対し、沖縄県では国有地は34.4パーセントに過ぎず、市町村有地（29.2パーセント）、民有地（32.8パーセント）が多い。また、国は、市町村を含む地主と私法上の賃貸借契約を締結して米軍（及び自衛隊）に土地を提供しており、地主には土地の賃借料としての軍用地料が支払われる。

現在、39,037人（平成18年3月末現在、米軍及び自衛隊基地それぞれの地主数の合計）の軍用地主が存在し、軍用地料を受け取っている（ただし、契約拒否地主（国との米軍用地賃貸借契約を拒否している地主）約3,450人は除かれる）。

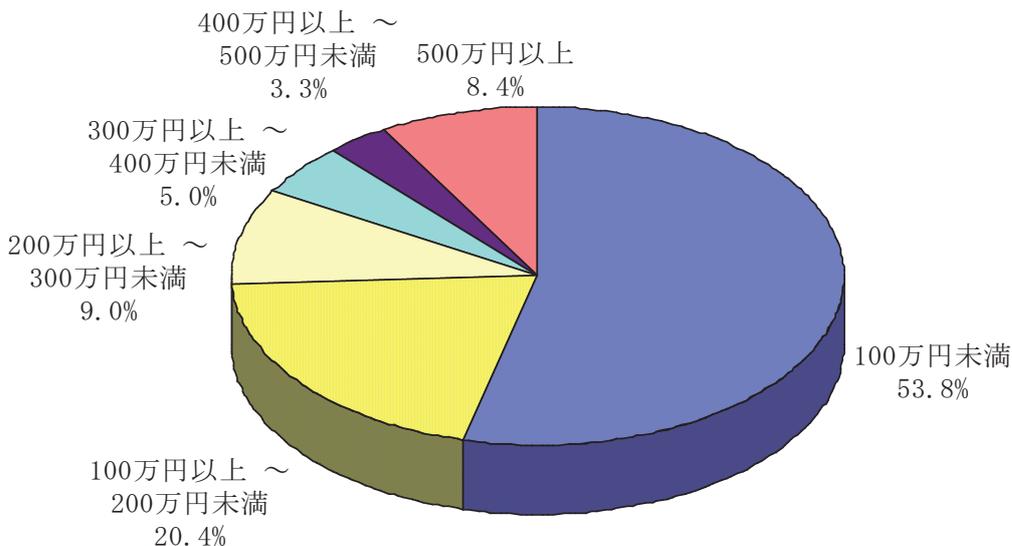
軍用地料は、基地面積が、昭和47年の復帰時に比べ17.8パーセント減少（昭和47年5月15日時点と平成19年3月31日時点での米軍専用施設面積の比較）しているのにもかかわらず、地価の上昇も背景にあるが堅調に伸びており、平成18年度は総額888億円（米軍基地777億円、自衛隊基地111億円）を計上している。〔参考：昭和47年度軍用地料総額は126億円（米軍基地123億円、自衛隊基地3億円）〕

高額な軍用地料の背景には、人口・産業が集中する中・南部圏に基地が多く、軍用地料が宅地並の評価を受けているということが要因の1つとして考えられている。

軍用地料は、軍関係受取の中でも最大の金額であり、この収入が県経済へどのように影響を与えているのかは各方面から大きな関心を持たれているところである。

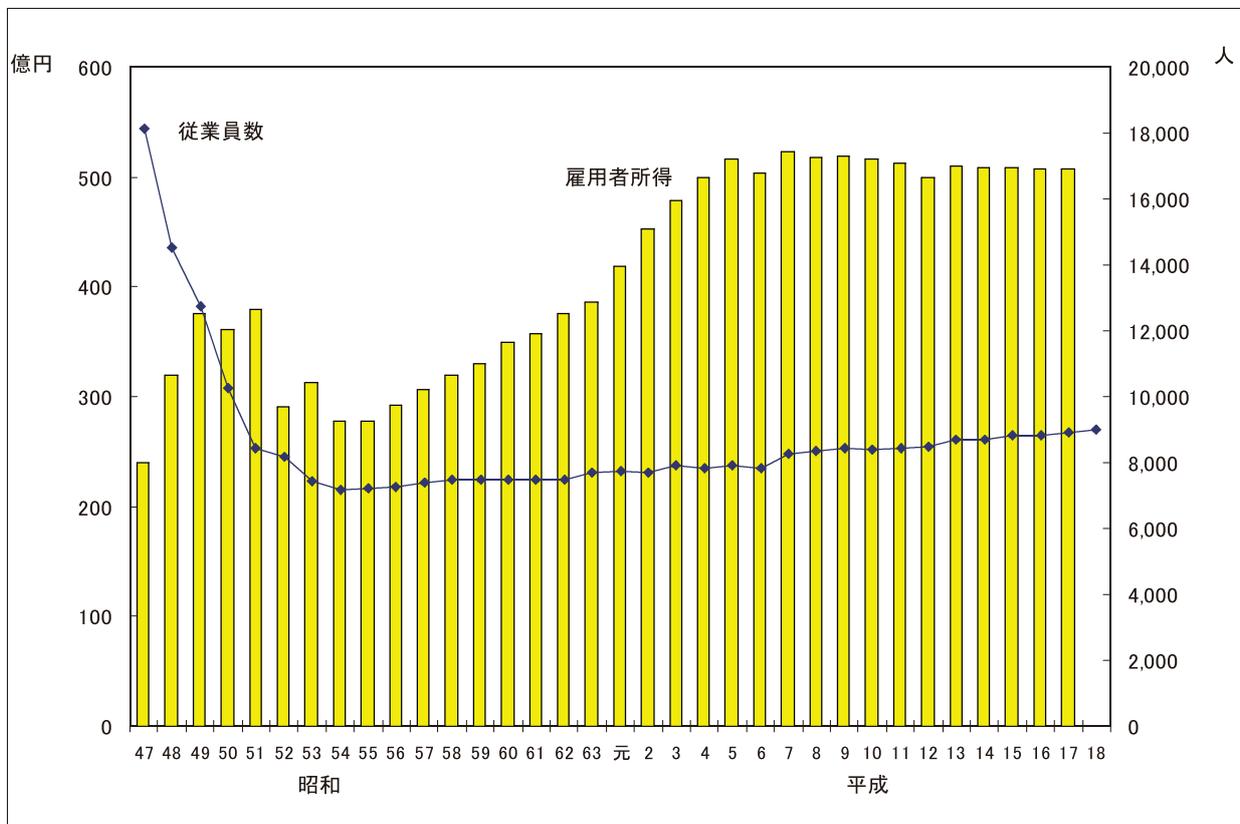
なお、沖縄防衛局の資料によれば、平成18年度における軍用地料の支払額別所有者数（自衛隊分も含む）は下表のとおりとなっている。

金 額	割 合	所有者数
100万円未満	53.8 %	21,608 人
100万円以上 ～ 200万円未満	20.4 %	8,205 人
200万円以上 ～ 300万円未満	9.0 %	3,633 人
300万円以上 ～ 400万円未満	5.0 %	2,020 人
400万円以上 ～ 500万円未満	3.3 %	1,332 人
500万円以上	8.4 %	3,381 人
合 計	100.0 %	40,179 人



(2) 軍雇用者所得

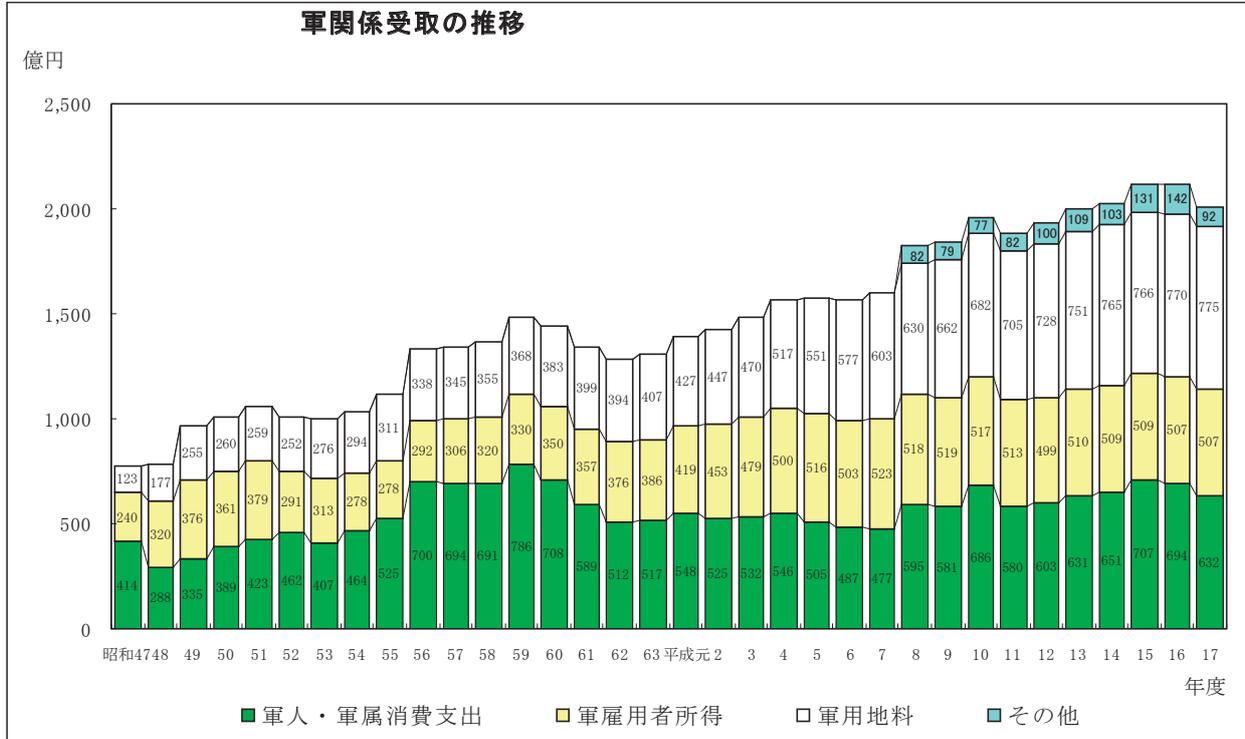
軍雇用者所得は、昭和55年度以前は上下動がみられるものの、昭和56年度以降平成5年度まで、右肩上がり伸び続けている。この間の従業員数はほぼ横ばいを続けているため、この雇用者所得の着実な伸びの背景には、昭和53年度（1978年度）から在日米軍駐留経費負担（いわゆる「思いやり予算」）の名目で、日本側が駐留従業員の給与費等を負担してきたことがあげられるものと思われる。平成5年度（1993年度）以降は、ほぼ横ばいの状態となっている。



(3) 軍人・軍属消費支出

軍人・軍属の消費支出については、昭和59年（1984年）の786億円をピークに円高が始まった昭和60年（1985年）以降減少傾向が続いていたが、昭和63年（1988年）以降からは安定的な推移を示している。

以上のことから、県民経済計算のうち、軍関係受取の推移を軍用地料（自衛隊を含む）、軍雇用者所得、軍人・軍属消費支出からみると、以下のグラフのとおりとなる。なお、グラフ中の「その他」は、米軍基地内での建設工事、テナント業者の営業活動で得た雇用者の報酬、企業の利益のことであり、平成17年度県民経済計算から米軍基地からの要素所得の1つとして軍関係受取に算入されており、平成8年度まで遡及推計されている。



基地関係収入の推移

(単位：億円、%)

年 度	県民総所得 (旧県民総支出) A	県外受取 B	計 C	軍 関 係 受 取				農林水産業 純生産額 E	C/B (%)	C/A (%)	D/A (%)	E/A (%)	
				米軍等への 財・サービスの 提供	計	米軍基地からの要素所得							観光収入 D
						軍雇用者 所得	軍用地料						
昭和47年	5,013	4,011	777	414	363	240	123	※	409	19.4	15.5	8.2	5.7
昭和48年	7,177	5,193	785	288	497	320	177	※	476	15.1	10.9	6.6	5.2
昭和49年	8,611	7,624	966	335	631	376	255	※	575	12.7	11.2	6.7	5.1
昭和50年	10,028	8,819	1,010	389	621	361	260	※	1,277	11.5	10.1	12.7	4.9
昭和51年	10,656	8,587	1,061	423	638	379	259	※	660	12.4	10.0	6.2	5.6
昭和52年	11,631	10,019	1,006	462	543	291	252	※	1,064	10.0	8.6	9.1	5.8
昭和53年	13,176	11,306	996	407	589	313	276	※	1,435	8.8	7.6	10.9	5.5
昭和54年	14,610	12,729	1,035	464	572	278	294	※	1,822	8.1	7.1	12.5	4.9
昭和55年	15,647	13,832	1,113	525	589	278	311	※	1,803	8.0	7.1	11.5	4.3
昭和56年	17,098	14,720	1,330	700	630	292	338	※	1,969	9.0	7.8	11.5	4.4
昭和57年	18,226	14,288	1,346	694	651	306	345	※	1,997	9.4	7.4	11.0	4.1
昭和58年	19,464	14,196	1,366	691	675	320	355	※	2,043	9.6	7.0	10.5	3.8
昭和59年	20,844	14,991	1,483	786	698	330	368	※	2,344	9.9	7.1	11.2	3.6
昭和60年	22,512	15,633	1,441	708	733	350	383	※	2,271	9.2	6.4	10.1	3.6
昭和61年	23,872	15,112	1,345	589	756	357	399	※	2,356	8.9	5.6	9.9	3.1
昭和62年	25,165	15,363	1,282	512	770	376	394	※	2,599	8.3	5.1	10.3	3.0
昭和63年	26,284	15,611	1,310	517	793	386	407	※	2,643	8.4	5.0	10.1	2.5
平成元年	28,168	16,830	1,394	548	846	419	427	※	3,011	8.3	4.9	10.7	2.9
平成2年	29,051	18,325	1,425	525	900	453	447	※	2,668	7.8	4.9	9.2	2.2
平成3年	30,606	19,285	1,481	532	949	479	470	※	2,836	7.7	4.8	9.3	1.9
平成4年	31,929	20,768	1,563	546	1,017	500	517	※	2,803	7.5	4.9	8.8	2.0
平成5年	33,134	21,485	1,573	505	1,067	516	551	※	2,772	7.3	4.7	8.4	1.8
平成6年	33,099	21,381	1,567	487	1,080	503	577	※	2,776	7.3	4.7	8.4	1.7
平成7年	33,843	21,939	1,603	477	1,126	523	603	※	2,959	7.3	4.7	8.7	1.6
平成8年	34,663	22,051	1,825	595	1,230	518	630	82	3,077	8.3	5.3	8.9	1.6
平成9年	35,475	22,748	1,841	581	1,260	519	662	79	3,434	8.1	5.2	9.7	1.7
平成10年	36,493	23,959	1,962	686	1,276	517	682	77	3,604	8.2	5.4	9.9	1.5
平成11年	36,220	24,726	1,880	580	1,300	513	705	82	3,864	7.6	5.2	10.7	1.6
平成12年	37,143	24,742	1,930	603	1,327	499	728	100	3,772	7.8	5.2	10.2	1.4
平成13年	37,739	24,711	2,001	631	1,370	510	751	109	3,420	8.1	5.3	9.1	1.3
平成14年	37,411	23,933	2,027	651	1,377	509	765	103	3,483	8.5	5.4	9.3	1.1
平成15年	37,784	24,446	2,113	707	1,406	509	766	131	3,773	8.6	5.6	10.0	1.3
平成16年	37,813	23,411	2,112	694	1,419	507	770	142	3,694	9.0	5.6	9.8	1.4
平成17年	38,638	23,719	2,006	632	1,374	507	775	92	4,071	8.5	5.2	10.5	1.4

注 1. 沖縄県企画部統計課の資料「県民経済計算」による。

2. 県外受取＝経常取引＋資本取引としている。資本取引には、民間部門の資本取引は含まれない。

3. 軍用地料は、自衛隊関係を除く。

4. 計は四捨五入によるため、符合しないことがある。

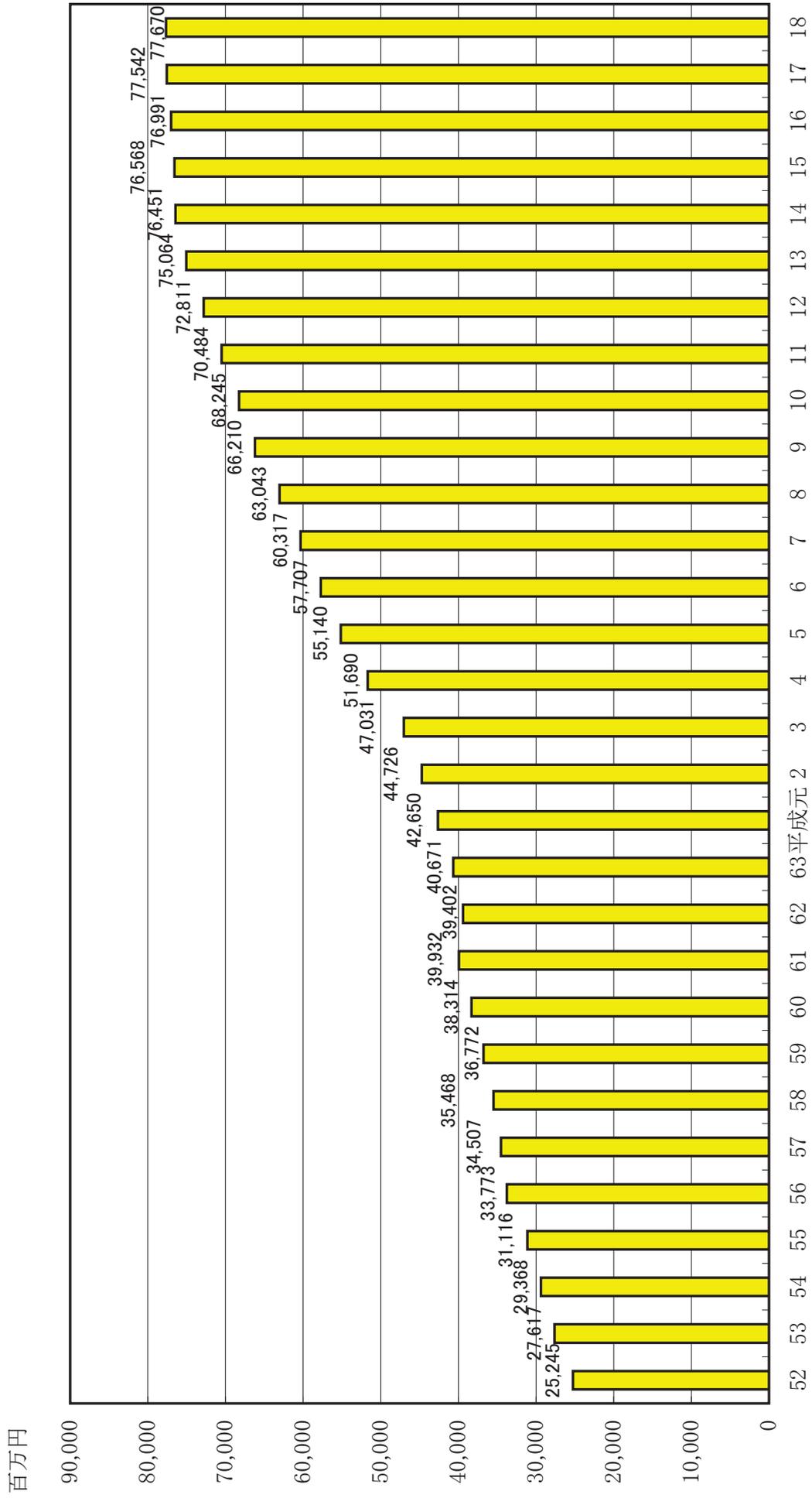
5. 米軍基地からの要素所得のうち「その他」は、米軍基地内での建設工事、テナント業者の営業活動で得た雇用者の報酬、企業の利益のことであり、平成17年度県民経済計算から米軍基地からの要素所得の1つとして軍関係受取に算入されており、平成8年度まで遡及推計されている。よって、平成7年度以前とは連続しない。

米軍基地賃借料の推移

(単位：百万円)

施設名	年度		平成元																																					
	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18					
北波訓練場	37	45	50	56	58	110	162	209	259	289	296	322	341	353	369	433	453	454	475	475	447	464	464	464	464	465	468	476	481	484	481	481	481	481	481	481	481	481		
安部訓練場	2	2	2	2	2	2	3	3	5	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
栗間レスト・センター	12	17	24	28	29	31	36	38	41	44	47	49	51	53	56	58	60	64	77	92	110	118	123	130	137	144	150	159	167	174	180	183	186	188	188	188	188	188	188	188
伊江島補助飛行場	122	180	265	331	364	390	423	464	491	533	536	574	593	620	663	697	728	793	832	871	922	978	1,009	1,059	1,111	1,172	1,209	1,252	1,294	1,335	1,362	1,375	1,385	1,396	1,407	1,407	1,407	1,407	1,407	1,407
八重岳通信所	1	2	3	4	5	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
豊佐次通信所	6	9	19	23	25	25	27	27	33	33	33	35	37	39	41	43	45	46	49	51	53	55	57	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
キヤンブ・シュロ	160	276	439	510	540	555	581	606	641	682	734	770	813	856	904	954	1,009	1,095	1,173	1,248	1,390	1,488	1,542	1,607	1,679	1,822	1,944	2,055	2,200	2,346	2,392	2,416	2,432	2,452	2,471	2,471	2,471	2,471	2,471	
辺野古弾薬庫	10	13	27	23	25	26	27	33	35	37	40	42	82	81	90	94	97	103	109	114	122	128	132	137	144	152	156	161	164	167	169	170	170	171	171	171	171	171	171	171
キヤンブ・ハンセン	617	953	1,480	1,772	1,889	1,973	2,108	2,205	2,377	2,598	2,893	3,015	3,111	3,235	3,385	3,488	3,652	3,898	4,116	4,335	4,731	4,986	5,151	5,364	5,627	5,923	6,112	6,337	6,574	6,794	6,913	6,969	7,015	7,043	7,088	7,088	7,088	7,088	7,088	
久志訓練場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
恩納通信所	21	39	56	57	58	59	64	71	75	80	85	89	94	98	103	107	112	116	122	128	140	147	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
キヤンブ・ハヤシ	4	7	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
恩納サイト	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
屋嘉訓練場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
シバル訓練場	6	8	15	20	22	23	28	29	31	33	36	39	40	42	44	45	47	50	53	55	59	62	64	67	70	74	76	79	82	85	87	88	88	88	88	88	88	88	88	
豊瀬レスト・センター	9	12	17	17	17	17	20	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
金武レスト・ビーチ訓練場	2	3	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	7	7	8	8	8	9	9	10	10	10	11	11	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
金武ブルーム・ビーチ訓練場	4	6	11	14	15	17	19	20	21	22	25	26	27	28	29	30	32	33	35	37	40	42	43	45	47	50	51	53	55	57	58	58	58	58	58	58	58	58	58	
瀬名波通信施設 (ボロー・ポイント弾薬庫)	218	337	334	216	154	83	89	107	120	130	138	146	154	162	172	180	189	199	211	225	244	260	272	284	297	311	320	334	348	360	368	372	375	379	379	379	379	379	379	379
嘉手納弾薬庫地区	899	1,362	2,050	2,292	2,475	2,498	2,591	2,988	3,215	3,521	3,729	3,904	4,173	4,407	4,670	4,866	5,083	5,349	5,661	5,985	6,858	7,515	7,997	8,467	8,908	9,429	9,717	9,519	9,781	10,039	10,182	10,265	10,308	10,352	10,366	10,366	10,366	10,366	10,366	
知花サイト	2	0	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
石川陸軍補助施設	5	7	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
鹿谷陸軍補助施設	11	15	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
楚辺通信所	39	58	85	89	97	102	117	120	124	141	153	159	167	176	185	193	201	209	218	228	246	262	274	285	297	310	319	331	343	354	362	365	368	371	371	371	371	371	371	371
鹿谷補助飛行場	37	52	73	75	76	76	76	51	50	60	81	68	74	78	82	84	87	91	95	99	107	114	119	124	130	135	139	145	150	155	159	160	162	163	163	163	163	163	163	163
天願棧	1	2	2	2	2	2	3	4	4	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
キヤンブ・コートニー	139	195	292	296	301	306	339	347	382	425	519	489	487	557	553	580	609	644	688	738	816	889	928	967	1,009	1,051	1,082	1,122	1,156	1,185	1,209	1,222	1,231	1,240	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244	
天願通信所	148	123	9	9	9	9	11	17	15	16	17	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
キヤンブ・マクトリアス	38	59	101	102	103	104	114	116	116	149	147	154	161	168	176	183	191	200	212	226	248	267	278	290	299	312	321	332	342	351	358	362	364	367	370	370	370	370	370	
キヤンブ・シールズ	29	40	55	60	64	67	72	95	113	119	131	142	153	168	178	182	192	202	221	244	323	382	421	463	509	549	572	594	615	638	650	657	662	668	675	675	675	675	675	
キヤンブ・ヘーグ	72	111	156	158	159	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
平良陸軍補助施設	20	22	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
波平陸軍補助施設	4	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
トリイ通信施設	193	242	289	311	323	324	362	391	430	465	483	510	536	563	599	628	658	696	735	785	890	958	1,007	1,056	1,110	1,158	1,191	1,214	1,256	1,298	1,327	1,339	1,347	1,355	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367	
嘉手納飛行場	3,153	4,505	6,840	6,907	6,996	7,002	7,798	8,243	8,890	9,863	10,265	10,664	11,016	11,464	11,952	12,364	12,896	13,482	14,097	14,877	16,313	17,417	18,252	19,122	20,033	21,006	21,634													

米軍基地の年度別賃借料推移



年度

軍雇用者所得と駐留軍従業員数の推移

(単位：億円、人)

年度	軍雇用者所得		駐留軍従業員数																
	陸軍	海軍	基本労務契約		船員契約(陸軍)		諸機		駐留		従業員数		合		計				
			陸軍	海軍	空軍	海兵隊	計	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	計	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	AAFES (OWEX)	計	
昭和47	240	11,019	407	1,882	1,310	14,618	94	635	129	527	496	1,619	3,406	11,748	536	2,409	1,806	1,619	18,118
48	320	9,041	394	1,844	1,240	12,519	52	254	94	4	336	1,284	1,972	9,347	488	1,848	1,576	1,284	14,543
49	376	7,696	384	1,849	1,212	11,141	12	162	83	286	216	835	1,582	7,870	467	2,135	1,428	835	12,735
50	361	5,520	268	1,817	1,204	8,809	12	105	56	255	216	812	1,444	5,637	324	2,072	1,420	812	10,265
51	379	2,783	398	2,352	1,537	7,070	4	28	47	238	267	793	1,373	2,815	445	2,590	1,804	793	8,447
52	291	2,420	391	2,361	1,658	6,830	4	26	3	231	275	806	1,341	2,450	394	2,592	1,933	806	8,175
53	313	1,136	390	2,564	2,067	6,157	4	—	2	208	284	789	1,283	1,140	392	2,772	2,351	789	7,444
54	278	904	390	2,484	2,057	5,835	4	—	5	202	327	804	1,338	908	395	2,686	2,384	804	7,177
55	278	867	389	2,476	2,071	5,803	4	—	5	201	345	838	1,389	871	394	2,677	2,416	838	7,196
56	292	857	390	2,444	2,061	5,752	4	—	7	204	400	912	1,523	861	397	2,648	2,461	912	7,279
57	306	830	382	2,395	2,077	5,684	4	—	6	280	438	988	1,712	834	388	2,675	2,515	988	7,400
58	320	805	368	2,430	2,050	5,653	4	—	5	339	454	1,033	1,831	809	373	2,769	2,504	1,033	7,488
59	330	798	371	2,403	2,022	5,594	4	—	6	337	452	1,064	1,859	802	377	2,740	2,474	1,064	7,457
60	350	792	353	2,361	1,986	5,492	4	—	7	348	465	1,151	1,971	796	360	2,709	2,451	1,151	7,467
61	357	763	370	2,330	2,011	5,474	4	—	95	356	448	1,118	2,017	767	465	2,686	2,459	1,118	7,495
62	376	704	369	2,401	1,978	5,452	4	2	101	366	435	1,109	2,013	710	470	2,767	2,413	1,109	7,469
63	386	707	368	2,427	1,989	5,491	4	1	99	420	464	1,210	2,194	712	467	2,847	2,453	1,210	7,689
平成元	419	699	376	2,376	1,985	5,436	4	1	125	424	522	1,234	2,306	704	501	2,800	2,507	1,234	7,746
2	453	697	367	2,311	1,942	5,317	4	1	150	475	539	1,231	2,396	702	517	2,786	2,481	1,231	7,717
3	479	780	400	2,271	1,964	5,415	4	1	113	563	572	1,230	2,479	785	513	2,834	2,536	1,230	7,898
4	500	710	369	2,214	2,000	5,293	5	1	122	595	558	1,239	2,515	716	491	2,809	2,558	1,239	7,813
5	516	725	378	2,223	2,020	5,346	6	12	123	570	554	1,296	2,555	743	501	2,793	2,574	1,296	7,907
6	503	732	372	2,183	2,013	5,300	6	5	121	540	535	1,299	2,500	743	493	2,723	2,548	1,299	7,806
7	523	749	387	2,447	2,079	5,662	6	8	124	491	535	1,432	2,590	763	511	2,938	2,614	1,432	8,258
8	518	755	398	2,494	2,086	5,733	6	11	122	517	520	1,440	2,610	772	520	3,011	2,606	1,440	8,349
9	519	755	396	2,509	2,103	5,763	6	14	122	547	504	1,487	2,674	775	518	3,056	2,607	1,487	8,443
10	517	750	415	2,470	2,093	5,728	6	14	115	556	504	1,477	2,666	770	530	3,026	2,597	1,477	8,400
11	513	758	406	2,442	2,086	5,692	6	18	147	572	530	1,485	2,752	782	553	3,014	2,616	1,485	8,450
12	499	746	407	2,407	2,119	5,679	6	18	135	571	513	1,569	2,806	770	542	2,978	2,632	1,569	8,491
13	510	737	411	2,392	2,398	5,938	6	21	135	582	530	1,491	2,759	764	546	2,974	2,928	1,491	8,703
14	509	732	413	2,363	2,436	5,944	6	23	132	607	486	1,480	2,728	761	545	2,970	2,922	1,480	8,678
15	509	745	413	2,391	2,475	6,024	6	24	136	618	498	1,507	2,783	775	549	3,009	2,973	1,507	8,813
16	507	747	410	2,397	2,481	6,035	6	25	138	618	502	1,489	2,772	778	548	3,015	2,983	1,489	8,813
17	507	740	403	2,411	2,522	6,076	6	26	137	596	494	1,593	2,846	772	540	3,007	3,016	1,593	8,928
18	・	743	411	2,414	2,510	6,078	6	25	141	587	493	1,657	2,903	774	552	3,001	3,003	1,657	8,987

注 1. 軍雇用者所得は、沖縄県企画部統計課の資料「県民経済計算」による。

2. 駐留軍従業員数は、平成13年までは沖縄県商工労働部の資料、平成14年、15年は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の資料、平成16年以降は沖縄防衛局の資料による。

(各年度とも3月末現在)

3. 「一」は事実のないものである。

4. AAFES(The Army & Air Force Exchange Service: エイフェイス)とは、米陸・空軍エクスチェンジのことで、軍人・軍属及びその家族に様々な商品・サービスを提供するために米陸・空軍で作られた機関。OWEX(Okinawa Exchange: オーフワックス)とは、米本土にあるAAFESの沖縄地区営業本部のこと。米軍キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター地区)内にある。

2 市町村財政における基地関係収入

(1) 基地関係収入

軍関係受取の県民総支出に占める割合については、県経済全体の立場からとらえたものであったが、地域により基地の及ぼす影響は異なるので、視点を変え、市町村財政における基地関係収入をみることにする。

基地を抱える県下の市町村は、基地に関連した収入を得ており、これらの収入（以下、「基地関係収入」と称する）は、当該市町村財政に深く組み込まれ、構造的なものとなっている。

基地関係収入には次のようなものがある。

ア 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（いわゆる「基地周辺整備法」）に基づくもの（防衛省所管）

(ア) 防音工事等への各種助成事業

(イ) 特定防衛施設周辺整備調整交付金（SACO交付金含む）

イ 基地交付金（総務省（旧自治省）所管）

(ア) 助成交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律）

(イ) 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金要綱）

ウ 市町村が軍用地主としての立場から受け取る地代等（市町村歳入の財産運用収入に計上される）

エ その他の補助金・委託金

(ア) 返還道路整備事業補助金

(イ) 防音事業関連維持費補助金

(ウ) 施設区域取得事務委託金 など

(2) 基地所在市町村の基地関係収入の現状

平成18年度における県下41市町村（平成19年3月31日現在）全体の歳入総額は約5,510億円で、このうち基地関係収入が約278億円あり、全体の5.0パーセントを占めている。

基地所在市町村25団体のうち基地関係収入のある24市町村の歳入総額に占める基地関係収入の割合は、5.9パーセントとなっている。

歳入総額（億円）		左のうち 基地関係収入 C	割合（%）	
41市町村 A	基地所在 25市町村 B		C/A	C/B
5,510	4,711	278	5.0	5.9

なお、基地関係収入が歳入総額の5パーセント以上を占める市町村は13団体あり、うち10パーセント以上を占める市町村は、宜野座村、金武町、恩納村など9団体となっている。この数値は、いわば財政の基地依存度を示すものといえる。

割合	団体数	団体名
20%以上	3	宜野座村、金武町、恩納村
10～20%	6	嘉手納町、北谷町、読谷村、伊江村、名護市、国頭村
5～10%	4	北中城村、浦添市、沖縄市、うるま市
0～5%未満	12	渡名喜村、宜野湾市、中城村、東村、久米島町、那覇市、南城市、本部町、八重瀬町、石垣市、糸満市、宮古島市
収入なし	16	上記以外の市町村

また、金額ベースでみると、基地関係収入1億円未満が8団体、1～10億円が7団体、10億円以上が10団体となっている。

区分	団体数	団体名
20億円以上	5	浦添市、名護市、沖縄市、うるま市、金武町、
15～20億円	5	恩納村、宜野座村、読谷村、嘉手納町、北谷町、
10～15億円	0	
5～10億円	4	那覇市、宜野湾市、国頭村、伊江村、
1～5億円	3	南城市、北中城村、中城村、
1億円未満	8	石垣市、糸満市、宮古島市、東村、本部町、渡名喜村、久米島町、八重瀬町

基地関係収入の種類別内訳をみると、基地交付金が66億円、基地関係の財産運用収入（軍用地料等）が97億円、防衛関係補助金・委託金が115億円となっている。

（単位：億円）

基地交付金	基地関係の財産運用収入	基地周辺整備補助金	その他の補助・委託金	合計
66	97	90	25	278

（3）基地関係収入と市町村財政への影響

平成18年度市町村決算において、歳入総額に占める基地関係収入の割合を見ると、宜野座村の31.8パーセントを筆頭に、金武町の26.9パーセント、恩納村24.5パーセント、読谷村12.3パーセント、以下、名護市、北谷町、嘉手納町、国頭村等の順が続いている。

これらの市町村の平成18年度における経常一般財源比率をみると、宜野座村168.4パーセント、金武町148.2パーセント、恩納村147.5パーセント、嘉手納町142.9パーセント、北谷町119.8パーセントとなっており、上位の市町村はすべて基地所在市町村が占めている。

経常一般財源比率は、経常一般収入額を標準財政規模で除した数値で、一般財源について標準的に期待される額と現実の収入額の割合を示し、平成18年度の沖縄県下市町村平均は108.1パーセントとなっている。

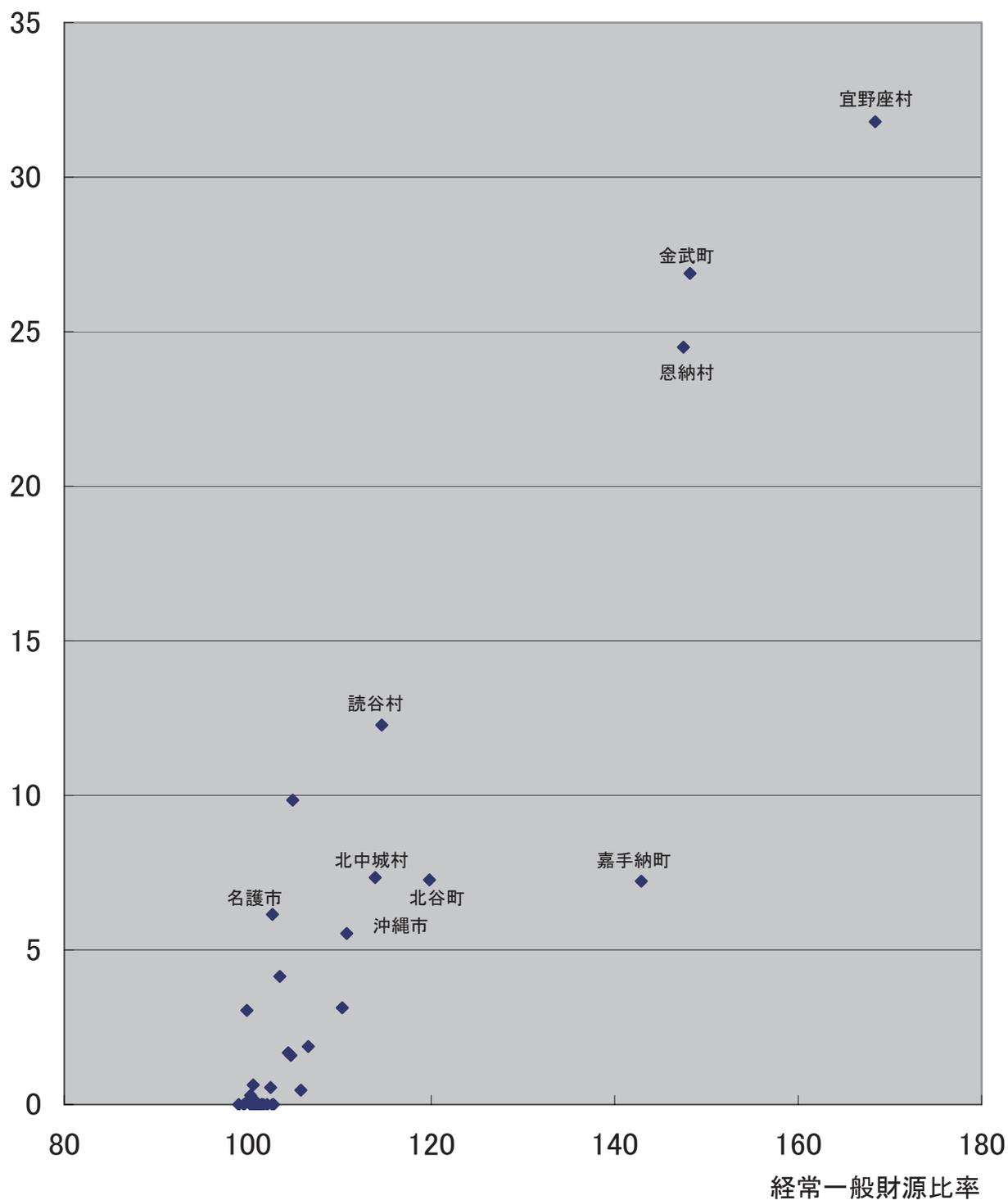
また、経常収支比率は、経常的な一般財源が義務的性格の強い経常費にどの程度充当されているかという指標で、財政のエンゲル係数といわれ、率の低いほど好ましいものであるが、沖縄県下市町村の平均が90.8パーセントのところ、金武町74.0パーセント、嘉手納町78.3パーセント、恩納村79.6パーセント、北中城村81.3パーセントとなっている。

このように、基地所在市町村は、基地のない市町村に比べ、財源が豊かで財政構造も弾力的な構造となっている。

逆にいえば、もし、これらの基地関係収入が大幅に減少またはゼロになった場合には、財政に大きな打撃を被ることとなる。ゆえに、基地依存の財政体質からの脱却は、県下基地所在市町村にとって大きな課題の一つであると言えることができる。

市町村の財政力と基地収入

基地収入割合



(注) 基地収入割合とは、市町村の歳入総額に占める基地関係収入の割合である。
 経常一般財源比率とは、経常一般収入額を標準財政規模で除した数である。

(参考)

巨大な米軍基地が存在することから、沖縄では基地に関連してさまざまな事業や経済活動が展開され、先に述べたように、その比重は低下しているものの、県経済に占める地位は依然として無視できないものがある。

以下の項目は、在沖米軍基地を中心にしてどのような経済活動や経済取引が行われているかの概要である。

1 土木建設工事

米軍基地に起因して、県内においては次のような土木建設工事の需要が発生している。

- ① 政府による基地周辺対策事業
- ② 在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）による提供施設の整備事業等
- ③ 米軍が直接発注する工事（米軍直轄工事）

基地周辺対策事業は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊、米軍の行為又は防衛施設の設置、運用によって生ずる障害を防止または軽減されるよう施策を講じるため、防衛省の主管で基地所在市町村で実施されるものである。これには基地周辺住宅の防音工事や道路の整備、住宅移転に対する補償等がある。

提供施設の整備等は、日本政府が昭和54年度（1979年度）から在日米軍駐留経費により実施している事業で、俗に「思いやり予算」と呼ばれている。移設に伴う隊舎建設、米軍人用住宅の建設などがあり近年、提供施設の整備に係る予算額は減少している。

米軍から直接発注される工事は軍別に発注され、護岸工事、通信施設のメインアンテナ建て替え工事、飛行場内の電話線取り替え工事等がある。

2 貸し住宅

米軍向け民間貸住宅は、基地外の民間住宅に住むことを希望する将校や下士官らの需要を見込んで建てられた住宅である。

民間企業の調査報告書によると、基地外の居住比率は、在沖軍人においては、全体の約1割程度であり、軍属については、職業にもよるものの、公務員等では約7割近くが基地外に居住しているとのことである。また、約4,500戸前後の米軍向け貸し住宅が個人または専門業者によって供給されているとしている。

また、外務省によると、平成20年1月31日現在、在沖米軍の施設・区域外に居住している軍人、軍属、家族の総数は、10,748人となっている。

なお、貸住宅は、家主が米軍嘉手納飛行場内にある米軍住宅紹介検査事務所に登録し、米軍の審査を経て貸し出される仕組みになっている。

3 物品販売

(1) 特免業者

特免業者とは、入札等によりエクスチェンジサービス沖縄地域営業本部（OWEX）と契約し、米軍施設内で各種の営業活動を行っている業者であり、PX等で扱っていないような商品・サービスを提供している。（財）沖縄駐留軍離職者対策センターが行った調査によると、平成9年（1997年）年3月末現在、衣料製品販売、クリーニング業等、26業者が確認されている。なお、エクスチェンジサービス沖縄地域営業部によると、平成20年（2008年）3月19日現在、理髪業、家具販売、クリーニング業等、60業者（うち外国人経営3業者）が営業活動を行っているとのことである。

米軍との契約は競争入札で決まり、入札対象になるのはコミッション（テナント料）と経営能力である。コミッションの金額には大きな幅があり、売り上げの1パーセントから33パーセントに及ぶ。

OWEXとは契約制で、契約年数は短期の1年以下と長期の2～5年に分かれる。

(参考) OWEXの仕組み

OWEXは日米地位協定第15条で規定する諸機関の一つで、米国本土にあるAAFE S (Army & Airforce Exchange Service) という米陸軍・空軍で作られた組織の沖縄地域の営業本部であり、キャンプ瑞慶覧（フォスター地区）内にある。

直営により、食品や日用雑貨の売店（一般的にPX (Post Exchange) と呼ばれている）、レストラン、ガソリンスタンド、映画館、オーディオショップ、ビデオレンタル店等、日常生活に必要なサービスを提供している。

(2) 承諾輸出物品販売業者

「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令」第89条の5の措置により、消費税法上の輸出物品販売業者とみなされる業者であり、復帰前から合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族に財務省（旧大蔵省）令で定める物品（通常生活の用に供する物品）を販売していたもののうち、所轄税務署長の承認を受けたものは、輸出物品販売場とみなされ、消費税が免除されていた。

同措置については、期限の設けられた時限措置で、「沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）」の制定に伴い、同政令の一部を改正する政令が施行され、措置期間が平成19年5月14日まで延長されていた。現在は、延長されていない。

(3) 払い下げ物資販売業者

米軍は、不用になった物品を民間に払い下げようとするときは経済産業大臣（旧通商産業大臣）の同意書を得て、民間に譲渡を行う。譲受人は品名、数量、金額等を所轄税関長に申告し、その許可を受けることになっている。

払い下げの件数、金額等については、特に統計発表の対象となっていないため不明であるが、スクラップ等廃棄物の譲渡が多いといわれている。なお、米軍人、軍属等が民間人に物品を譲渡するケースもあり、主に車両が取引されているとのことである。

4 運輸・通信

(1) 運輸

ア バス

バス運行业務については、在沖米軍基地内の学校に通学する米軍人・軍属の学生を送迎するスクールバスがあり、昭和51年（1976年）以降、輸送業務一括による入札の下、沖縄の民間バス業者1社が落札し米軍と契約して運行していた。

しかし、米軍側が平成11年（1999年）8月、車両関係と従業員関係の2つに分割して公募による入札を行った結果、車両関係は同年9月に本土業者が落札し、残る従業員関係も平成12年（2000年）6月、本土業者が落札することとなり、地元民間バス業者は米軍スクールバスからの業務撤退を余儀なくされた。

イ タクシー

タクシーについては、エクスチェンジャーサービス沖縄地域営業本部に入構料を支払い基地に出入りしており、ベース・タクシーと呼ばれ、県内には平成18年（2006年）10月現在、計207台が稼働している。

平成元年（1989年）以前は、米軍側が発行する身分証明書（ゲートパス）を所持していれば自由に基地内に出入りし営業できたが、平成2年（1990年）頃から、ベース・タクシーについてもO W E Xとの契約制に移行しており、特免業者としての性格を持っている。平成16年から入札制へと移行している。契約期間は2年で、1台当たり月額36,100円から87,770円（施設により異なる）の「入域料」が徴収されている。

(2) 通信

在沖米軍関連の通信業務は、国内回線の電話については西日本電信電話(株)(NTT西日本)が代行し、国際回線の電話はKDD(現KDDI)が代行していたが、通信事業の自由化、外資規制の撤廃、携帯電話の普及などに伴い、現在の在沖米軍における回線状況、回線数、売上額すなわち経済効果は把握が困難となっている。

なお、これまでのNTT回線の使用状況は次のとおりである。

在沖米軍のNTT回線使用状況(資料:NTT西日本沖縄支店)

年 度	電話加入数		米軍関連売上額 (千円)
	全 体	うち米軍	
平成元年度	454,147	510	102,804
平成3年度	490,361	571	101,689
平成8年度	544,504	790	258,285
平成13年度	470,258
平成16年度	526,101	651	96,047
平成17年度	499,855	596	35,788
平成18年度	469,623	485	24,196

※ 平成13年度については、電話加入数全体以外の数値は不明である。

5 供給・ゴミ処理関係

(1) 電力

在沖米軍基地への電力供給は沖縄電力(株)が行っており、年間供給量の推移は以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る電力料金については、在日米軍駐留経費(いわゆる「思いやり予算」)により日本政府が負担することになっている。

在沖米軍への電力供給の推移(資料:沖縄電力)

年 度	総 供 給 量 (単位:億KWh)		割 合 (米軍) (%)	米軍関 連売上 高 (億円)	年 度	総 供 給 量 (単位:億KWh)		割 合 (米軍) (%)	米軍関 連売上 高 (億円)
	うち米軍					うち米軍			
昭和47年度	17.2	6	34.9	24	平成13年度	68.9	7	10.2	106
昭和50年度	23.9	5	20.9	47	平成14年度	68.8	7	10.2	102
昭和55年度	29.6	4	13.5	90	平成15年度	71.6	7	9.8	101
昭和60年度	35.5	5	14.1	113	平成16年度	71.9	7	9.7	103
平成元年度	44.4	5	11.3	100	平成17年度	73.5	7	9.5	104
平成3年度	50.7	6	11.8	107	平成18年度	73.8	7	9.5	107
平成8年度	60.1	6	10.0	108					

資料:沖縄電力

(2) 上水道

沖縄本島における上水道の供給は、県企業局が用水供給事業者として水道事業者である市町村に給水し、市町村がこれを需要者に供給する形をとっている。

在沖米軍基地への給水については、基地の所在する市町村と米軍との直接契約により、平成17年度(2005年度)末現在、12の市町村等水道事業者(6市、3町、3村)が需要者である米軍基地に直接給水しており、年間給水量の推移は以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る水道料金については、在日米軍駐留経費(いわゆる「思いやり予算」)により日本政府が負担することになっている。

在沖米軍基地への給水量の推移

年 度	年間給水量 (千m ³)	水道料金 (億円)
平成元年度	10,932	17
平成3年度	11,449	18
平成8年度	・・・	29.7
平成12年度	10,166	25.1
平成17年度	9,209	22.9

資料：県福祉保健部薬務衛生課

※ 平成8年度については、年間給水量は不明である。

(3) 下水道

在沖米軍基地からの年間汚水量及び下水道維持管理負担金の推移は、以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る下水道料金については、在日米軍駐留経費(いわゆる「思いやり予算」)により日本政府が負担することになっている。

在沖米軍基地からの汚水量の推移

年 度	年間汚水量 (千m ³)	維持管理負担金 (億円)	年 度	年間汚水量 (千m ³)	維持管理負担金 (億円)
昭和50年度	8,757	0.9	平成13年度	9,172	3.7
昭和55年度	10,347	2.1	平成14年度	9,038	4.1
昭和60年度	11,467	3.1	平成15年度	8,899	4.0
平成元年度	8,201	2.2	平成16年度	8,230	3.7
平成3年度	7,669	2.7	平成17年度	7,952	3.6
平成8年度	7,386	3.0	平成18年度	8,554	3.7

資料：県土木建築部下水道課

(4) 廃棄物処理

米軍の軍事活動に伴って排出される廃棄物は、日本国内法による処理基準の適用を受けない。

また、米軍基地内の家庭等から排出される生活系の廃棄物（主に一般廃棄物）については、所在する市町村の行政区域外であり、当該市町村の計画処理の対象外であることから、県内の民間の廃棄物処理業者によって収集運搬から中間処理、最終処分まで委託処理されている。

米軍基地の廃棄物については、基地内への立ち入りが容易でないため、種類ごとの排出量や処理の状況を正確に把握することは困難であるが、米軍からの生活系の廃棄物の委託処理を請け負っている廃棄物処理業者からの報告によると、最近6年間の処理状況は下表のとおりとなっている。

なお、県は、①米軍基地から排出される廃棄物等については、排出の抑制を図るとともに、その分別を徹底することにより可能な限りリサイクルを推進し、廃棄物焼却施設等の整備を含め適正に処理することを求めること、②在沖米軍及び関係機関との連絡体制を構築し、リサイクルや適正処理などについて情報・意見交換に努めること、③基地内にある廃棄物等の種類、数量、場所、保管方法、処理及び輸送計画等に関する情報の公開を求めていくとともに、環境への影響が懸念される事態が発生した場合、基地内の立入調査に適切な配慮が払われるよう、強く求めること、を米軍基地の廃棄物対策としている（沖縄県廃棄物処理計画第二期）。

在沖米軍基地における廃棄物処理状況

年 度	合 計 (トン)
平成12年10月～平成13年9月	40,261
平成13年10月～平成14年9月	41,088
平成14年10月～平成15年9月	32,709
平成15年10月～平成16年9月	35,353
平成16年10月～平成17年9月	34,530
平成17年10月～平成18年9月	31,540
平成18年10月～平成19年9月	32,922

※廃棄物の種類は、紙くず、木くず、金属くず、塵芥、残飯などである。

豆 知 識**米軍人の給料はどれくらいですか？**

公表されている2007年（平成19年）4月1日現在の米軍の給料表によると米軍人の給料（月給）は、27の階級と22の兵役年数で区分されています。

軍隊の大部分を構成する下士官や兵の給料は、約1,200ドルから約6,400ドル、士官と呼ばれる幹部の給料は、約2,400ドルから17,000ドルに区分されています。

なお、統合参謀本部の議長及び副議長、海軍作戦部長、海兵隊総司令官など、米軍のトップの給料は、約18,000ドルとされています。